

第27回 民間資金等活用事業推進委員会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第27回民間資金等活用事業推進委員会

日 時：平成23年10月4日（火）10:00～12:00

場 所：三田共用会議所第四特別会議室

出席者：

【民間資金等活用事業推進委員会委員・専門委員】

渡委員長、宮本委員長代理、伊藤委員、野田委員、根本委員

赤羽専門委員、有田専門委員、石田専門委員、江口専門委員、小幡専門委員、滝口専門委員、土屋専門委員、野元専門委員、橋本専門委員

【内閣府】

蓮舫内閣府特命担当大臣、園田内閣府大臣政務官

内閣府民間資金等活用事業推進室

栗島室長（大臣官房審議官）、上田参事官、倉野企画官

【関連団体等】

東日本大震災復興対策本部事務局 尾澤参事官

議 事：（1）改正PFI法政令・府令について

（2）今後のモデルプロジェクト事業の進め方について

（3）東日本大震災からの復旧・復興の状況について

- ① 東日本大震災復興対策本部事務局
- ② 宮本和明委員
- ③ 根本祐二委員
- ④ 石田直美専門委員
- ⑤ 滝口新市専門委員
- ⑥ 土屋雅裕専門委員

○事務局 それでは、定刻でございますので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

私、本委員会の事務局でございます内閣府民間資金等活用事業推進室の室長に 10 月 1 日付けで着任いたしました栗島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先生方には、本日は大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、9名のうち、現在のところ4名の委員の御出席でございます。A委員におかれては電車の遅延により 10 分程度遅れられるという御連絡をいただいているところでございますけれども、現在のところ、民間資金等活用事業推進委員会の定めます会議を開き議決するために必要な委員の過半数は現在は超えていないという状況であることを御報告申し上げます。本日の民間資金等活用事業推進委員会の取扱いにつきましては、渡委員長にお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○渡委員長 おはようございます。

今、御紹介があったとおり、現在の出席者は4名で、委員会の定足数にあと1名足りません。間もなくいらっしゃるという電話が入っているようでございますので、それまでの間は懇話会とさせていただきます。来られ次第、通常の委員会に切り換えたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、進めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、園田政務官に御出席を賜っております。園田政務官は、所用のため、冒頭御挨拶後ご退席されるということですので、よろしくお願い申し上げます。

○園田大臣政務官 おはようございます。今、御紹介賜りました P F I を担当させていただいております大臣政務官の園田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そしてまた、本日は大変お忙しい中、第 27 回の P F I 推進委員会の皆様方にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

今、渡委員長からもお話がありましたように、私、大変恐縮でございますけれども、この後、退室をさせていただくことになっておりますけれども、後ほどでございますが、議論が一通り終わった後に、恐らく大臣も駆けつけさせていただけるということになっておるところでございます。そういう意味では、野田内閣の位置付けの中で、P F I 事業の重要性というものを私どもも大変痛感をいたしているところでございますので、委員の先生の皆様方、あるいは専門委員の先生の皆様方におかれましては、私どもと御一緒に、この P F I 事業、民間等資金の活用事業というものをしっかりと進めていきたいということをお願い申し上げます。

そして、先週の金曜日、9月30日になりますが、新しい改正法になりましたから、推進会議、これは全閣僚を構成いたします閣僚会議が開催されることになったわけでございますけれども、早速、先週の金曜日に第1回目が開催されたところでございます。その席上、総理からは、国も地方も大変厳しい財政状況であり、民間の持っている資金とかノウハウをどう活用していくかということが非常に重要であり、その意味からも P F I の推

進は大いにやっていかなければならないという御発言が総理御自身からございました。

また、さまざまなレベルでPFIを推進していきたいという御発言も併せてこの会議の中でもあったということでございます。私どもにとりましては、大変厳しい財政状況、そしてまた、そのみならず、PFIが持っている潜在能力というものは、大変私どもにとりましても重要であると考えておるところでございますので、是非これから推進委員会の先生方の大きな御知見を、また御示唆をいただきまして、それをしっかりと政治主導の中で、この内閣の中でも推進してまいりたいと考えておりますので、どうぞ引き続きの御指導、御鞭撻を賜りたいと思っておりますのでございます。

また、本日の委員会におきましては、東日本大震災からの復旧・復興についての意見交換が行われるというふう聞いておるところでございます。やはり野田内閣の中において、重要事項といたしましては、東日本大震災からの復旧・復興、そして原発事故の収束ということが大きな柱になってまいっておるところでございます。その中において、PFI事業というものがいかに大きな有益なものになっていくかということも併せてご議論をいただければと思っております。

また、今後、ワーキンググループにおいても震災復興におけるPFIの活用について、実務的な観点からの御議論が更に検討が行われると聞いておるところでございますので、私ども政府といたしましても、東日本大震災、この被災地に対しますPFIの活用、繰り返しになりますけれども、重要だと位置付けさせていただいております。どうぞ委員の先生の皆様方、あるいは専門委員の皆様方のさらなるお力添え、御協力、御指導をいただければと思っておりますのでございます。

今後とも、私ども全力をかけてPFI事業の国家戦略の位置付けにもさせていただいておりますので、引き続きの御尽力をお願いを申し上げたいと思っております。

どうぞ今日はまた長い時間になりますけれども、是非さまざまな御知見からの御指導をよろしくお願い申し上げます。

○渡委員長 どうもありがとうございました。

では、園田政務官は、ここで退席されます。どうぞ、拍手でお送り願います。

(政務官退室)

○渡委員長 それでは、本日はどうぞよろしくお願い致します。

最初の議題でありますけれども、3月に閣議決定し、5月24日の通常国会で成立いたしました改正PFI法が6月1日に公布されました。

法律の施行は公布後6か月以内ということになっておりますので、現在、事務方において政令・府令等を作成中であります。速やかに改正法が施行され、実際に展開されるように、我々としては期待しているところであります。

そこで、政令・府令の作成作業の進捗状況につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○事務局 まず、本日御審議いただきます政令・府令でございますけれども、現時点では、

誠に申しわけございませんが、検討中の事項も多く、また、パブリックコメントの手続の前でもございますので、関係する資料につきましては、委員限りとさせていただいているところでございます。資料をお持ち帰りいただきますのは当然結構でございますけれども、すみませんが、取扱いには御注意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

政令・府令の検討状況でございますけれども、先ほど御紹介いただきましたように、改正PFI法は6月1日に公布されまして、一部の規定を除きまして、公布の日から6か月以内に施行ということになっております。そういうことからしますと、施行の期限は11月末という形になろうかと思っております。

施行には、PFI法の施行令、施行規則、それから、運営権を登録することに伴います登録の方法を定めます登録令、登録規則、その4本が必要となります。現在、金融機関の皆様、事業機関の皆様等々、関係機関の皆様から意見を伺いながら内容を検討しているところでございますが、今後、パブリックコメントを経て制定する手順になると考えております。

パブリックコメントの資料につきましては、資料1-2、1-3に付けておりますけれども、説明につきましては、概要にございます資料1-1に基づきまして説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、今回、法律におきまして、事業者の欠格事由というものを定めさせていただきました。事業者が、例えば破産者でございますとか、暴力団員が事業者の中にあるというような事業者につきましては、入札に参加できないという規定を設けさせていただきました。

ただ、法律におきまして、PFI事業の事業者はほとんどがSPCでございますので、事業者本人だけでなく、親会社も欠格事由に該当すると、その子会社である事業者も入札参加できないということにさせていただいたところでございます。今回、施行令におきましては、親会社の範囲を定めさせていただくというものが1点ございます。

1ページ目の四角の中に書いてございますけれども、親会社につきましては、会社法等の規定にならしまして、当該事業者の議決権の過半数を有している場合でございますとか、役員の方の2分の1以上を占めている、また、代表権を有する役員を自己の役職員が占めているというようなものにつきまして、親会社というものに該当するということにさせていただきたいと考えております。また、親会社の親会社に当たるものも親会社に該当するという形で規定させていただきたいと考えているところでございます。

2点目の技術提案制度でございます。今回、法律におきまして、公共工事に適用されております技術提案制度をPFIにも導入することとさせていただきましたが、その技術的な読み替え規定を規定するというものが政令でございます。

内容につきましては、極めて法技術的なものでございますので、説明については割愛させていただければと思っております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。PFI法の施行規則でござい

ます。

まず、1点目が、今回、法律におきまして、民間事業者からPFI事業の提案をする制度をつくらせていただきました。民間事業者が提案すると、行政の方がそれについての検討をする義務を負うという制度でございます。内閣府令におきましては、民間事業者の方が提案をする際に、どういった書類を添付することが必要かということの規定させていただいております。

法律におきましては、特定事業の案、四角の中に書いておりますが、つまり、PFI事業の案、それから、特定事業の効果・効率性に関する評価の結果を示す書類、つまり、VFMの算出結果を示す書類を添付することも法律において規定させていただいておりますけれども、内閣府令におきましては、それに加えまして、特定事業の効果・効率性に関する評価の過程及び評価方法を示す書類といたしまして、VFMの算出過程を示す書類、これを添付することを求めることとしたいと考えております。

これによりまして、行政に提出されましたVFMが正しいかどうか、これを検証するということが可能にしたいと考えているものでございます。

②でございますけれども、今回、法律におきましては、公共工事にならしまして、行政側に2つの公表制度を求めることをしております。1点が、公共工事でございますと、公共工事の発注の見通しを現在は公表することになりますけれども、PFI事業におきましては、実施方針の策定の見通しの公表という制度を設けさせていただきました。内閣府令におきましては、公表の方法でございますとか、方法の内容につきまして、その詳細を規定させていただきたいと考えております。

規定の中身につきましては、公共工事の場合の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、その旨にならい、規定させていただいております。

四角の中でございますけれども、公表の方法といたしまして、毎年度、4月1日以降遅滞なく公表することになってはいますが、例えば国防に関する事項等、秘密にする必要がある場合には公表の対象外とする。

また、公表の方法としては、新聞紙への掲載とか、インターネットへの掲載でやっていただく。公表の内容としては、特定事業、PFI事業の名称とか概要、施設の立地、あと、実施方針を策定する時期といったものを公表していただきたいと考えておるところでございます。

1枚おめくりいただきまして、もう一点の公表制度でございますけれども、公共工事ですと、契約を締結された際に、公共工事の契約を公表されているところでございますけれども、それにならしまして、今回、改正PFI法におきましては、PFI事業者と行政間で締結する事業契約を公表していただくという制度を設けました。

ここで御留意いただきたいと考えておりますのは、あくまでも公表の対象はいわゆるPFI事業契約に限っております。金融機関との融資契約でございますとか、下請契約は公表の対象にならないというものでございます。

四角の中でございますけれども、これにつきましても、公表の方法ですとか、公表事項につきましても、詳細な規定を置かせていただきたいと思いますと考えております。

先ほどと同様の点が多いところがございますけれども、公表の方法としては、事業契約を締結したときは、遅滞なく公表する。秘密にする事項がある場合は公表の対象外とする。インターネット等により公表する。

あと、公表の内容といたしましては、法律におきまして、下に※印で書いておりますが、既に、施設の名称や立地、選定事業者の名称、施設の整備等の内容等につきましても公表していただくことを規定しているところがございますけれども、それに加えまして、契約金額。独立採算型といった契約金額が存在しない場合は除くということがございますけれども、契約金額でございますとか、契約終了時に関する措置。例えば、事業期間が終了した際に、施設をどのように取り扱うのかといったようなことについて公表していただきたいと思いますと考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、④でございます。今回、公共施設等運営権制度を創設させていただきました。運営権制度を活用していただきます場合には、事業の開始前に行政と事業者との間で公共施設等運営権実施契約を締結していただくということとしております。内閣府令におきましては、運営権で定めていただく最低限の事項を定めさせていただきますと考えているところであります。

四角の中ですが、既に法律におきまして、施設の運営の方法でありますとか、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項ですとか、そういったことにつきましては、既に契約の中に締結してくださいということで規定しているものでございます。

それに加えまして、契約の変更に関する事項、例えば、変更を申し出る場合には、一定期間前までに申し出てくださいますとか、そういった、将来、契約の変更になってトラブルにならないように、契約の変更に関しての手續に関する事項を定めていただきたいと思いますというふうに規定させていただきたいと考えているところでございます。

それから、⑤は、先ほどの事業契約の公表と全く平行でございますけれども、公共施設等運営権実施契約につきましても、締結された際には一定事項を公表していただくというものでございます。

府令に定めさせていただきたいと考えている事項につきましては、ほぼ事業契約の場合と同じでございますけれども、公表内容の一部につきましては、一部違っております。

四角の中の3つ目のポツの上の方ですけれども、公表事項の一つといたしまして、運営権の設定に際して公共施設等の管理者等が運営権者から徴収する金額又はその決定方法ということで、いわゆるコンセッションフィー、運営権の対価として民間事業者を支払っていただく金額もしくはその金額の定め方を公表していただきたいと思いますと考えております。

ただ、ここにつきましては、この決め方が実際に公表することが運営権者の競争上の地位を害するような場合がありうるというふうに聞いておりますので、そこについては除外するという方向で検討させていただいているところでございます。

その他、契約終了時の措置に関する事項も公表していただくということに関しましては、事業契約の場合と同じと考えさせていただいております。

もう一枚おめくりいただきまして、最後に、運営権の登録する場合の方法ですとか、登録事項について定めます、公共施設等運営権登録令、運営権登録令施行規則でございます。この中身につきましては、いわゆる不動産登記制度と全くパラレルに、極力パラレルになるように、現在、作業を進めさせていただいているところであります。

例えば、不動産登記と同じように、四角の中の②のところで書かせていただきましたけれども、例えば登録簿を表題部と権利部に区分する。権利部を甲区と乙区に区分して、権利に関する事項とか、抵当権に関する事項を記載する。あと、登録手続につきましても、運営権や抵当権の設定とか移転に関する登録、それから、仮登録とか仮処分に関する登録、仮登記とか仮処分に関する登記に相当する部分でございますけれども、そのように不動産登記とほぼ同様の制度を設けたいと考えているところであります。

大きく変わる点を2点だけ説明させていただきますと、1つは、不動産の登記ですと、当然、登記所の登記官が行っていただく形になりますけれども、登録義務につきましては、①のところに書かせていただきましたように、内閣府において行うということとさせていただきたいと考えております。

もう一点は、②の登録簿のところですが、登録簿につきましては、内閣府に一元的に備えさせていただきたいと考えさせていただいているところであります。

現在、こういった方向性で政令、内閣府令の検討作業を進めさせていただいているところでございます。どうかよろしく御審議の方よろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○渡委員長 ご説明、ありがとうございました。

先ほどA委員が御到着され、出席数が本会の定足数である過半数となりましたので、ただいまより懇話会から委員会に切り換えさせていただきたいと思っております。

では、ただいまの事務局からの説明に関しまして、御質問がございましたら、どうぞお願い致します。

○A委員 遅れて来た上に済みません。

私が入る前に御説明いただいたことかもしれないので、そのときはそのようにおっしゃっていただいて結構なんですけれども、2ページの民間事業者による提案制度のところですね。これは、民間事業者の添付書類のことは書いてあるんですけれども、提案を受けた行政側の義務については、何らかの規定はないのでしょうか。

○事務局 お答えさせていただきます。

法律におきましては、提案があった場合に、その提案を検討して、その結果を民間事業者に対して通知するという義務のみを法律上書かせていただいております。政令とか内閣府令におきましては、新たな義務を行政の側に課すようなことは考えておりません。

○A委員 例えば、その検討の期間だとか、あらかじめ検討体制を告知しておくとか、あ

るいは、提案をした内容の知的財産権が保護されるとかという規定が当然想定されると思うんですけれども、それはどのような検討状況になっていますか。

○事務局 まず、検討の期間につきましては、実は極力速やかな検討が望ましいとは考えておりますけれども、提案の内容によってさまざまかと考えておりますので、なかなか一律に義務付けるということは困難かなと。これは法律義務で議論があったんですけれども、考えておるところでございます。

それから、検討の際の優位事項につきましては、これは、政省令というレベルではなくて、例えばガイドラインに必要な事項につきましては、ガイドラインの中で示させていただきたい、また御審議いただきたいと考えているところでございます。

○A委員 知的財産権はこのレベルで書いておかなければいけないことだと思うんですけれども、従来の発案条項が機能しなかった理由の一つとして、行政がそのアイデアを、当然バリュー・フォー・マネーの計算を義務付けている以上、バリュー・フォー・マネーの根拠たる民間のアイデアが提案書の中に含まれているわけですね。そのアイデアが全く保護されないかもしれないというリスクのもとに、民間が提案を行うことはあり得ないわけで、提案条項を機能させるためには、知的財産権法規定ができるだけ上位のところにあるというのが当然だと思いますけれども。

○事務局 知的財産権の保護につきましては、その必要性については我々も認識しておりますけれども、それをまた、どのレベルで保護しなければいけないかということにつきましては、また検討させていただきまして御相談したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○渡委員長 確かに大事な点だと思います。

今の回答でよろしいですか。

○A委員 はい。

○渡委員長 ほかにいかがでしょうか。B専門委員、どうぞ。

○B専門委員 同じく2ページの①の民間事業者による提案制度に関してなんですけど、先ほど御説明があったように、今回の内容で、以下の書類を添付しなければならないということで、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び評価方法を示す書類ということなんですけど、この書類の位置付けというのは、いまいちよくわからないんですが、これは、民間の提案の内容そのものという理解でよろしいんでしょうか。それとも、提案の内容を、例えば受け取った行政の方が評価するに当たって、特に定めに何か指定の様式というか、そういう位置付けなんですか。それで、例えばこういうものが規定されると、更にこの添付書類については細目が定まってきて、それに厳格に合致しないといけないとか、そういう扱いになるんでしょうか。

○事務局 まず、この書類につきましては、いわゆる提案の際の添付書類としての位置付けをさせていただいております。したがって、民間事業者の方々が御提案をいただきます際に、この書類をPFI事業の案、VFMの結果を示す書類と併せて、算出過程を示す書類についても同時に提出していただくという位置付けと考えておるところであります。

こういったものが規定されると、またそれをより厳格に、この書類の提案の提出について、行政からの求めが強くなるのかというような御質問だったかと思うんですけども、私どもとしては、もともとVFMの結果を示す書類を提出することを法律上お願いしているところがございますので、その結果を行政が検証するに当たって、これが合理的な結果だということを示すのに必要な書類が提出されれば、それで十分足りるものと考えております。

○B 専門委員 わかりました。

○渡委員長 C 委員、どうぞ。

○C 委員 先ほどA先生がおっしゃったことはそのとおりだと思いますので、是非ガイドライン等々で公共側の評価のプロセス、判断について、きちんとした形で文書で民間に回答するというようなことを入れていただきたいのが1つです。

それから、バリュー・フォー・マネーの過程といいますか、結果をきちんと書類をもって民間が提出するというのは、なかなか容易ではないと思うんです。従来型と比較して自らの提案がどの程度のVFMがあるかについては、従来型のトータルコストを算出する上での情報やデータがないと、なかなか的確なものは民間側には出しにくいと思います。それに関して、公共側が民間からのリクエストに応じて必要な情報を提供するという義務といったものはないのでしょうか。

○事務局 今回、提案制度は民間側の権利という形で規定させていただきましたので、もし行政側に義務をかけるのであれば、恐らく法律上にその旨を書く必要があったかと思えます。確かに、委員御指摘のように、VFMを計算する際に、ももとの公共事業として施行した場合にどれぐらいのコストでできたのかということ算定するに当たって、公共が持っている情報を民間側の方が一定程度それを入手できないと、なかなかその算出が困難だということもあるかと考えます。また、そこのやり方につきましては、恐らく法律とか、政省令レベルではないかと思えますけれども、公共側がどのような協力等をすべきかという点につきましては、また、やり方について、先ほどの提案のやり方についても同じでございますけれども、ガイドライン等々でまた検討していきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

○C 委員 是非お願いします。法律には少なくとも提案を求めるように努めなければならないことが明記されており、民間が提案できるように努める義務が公共にあるわけですから、それは具体的に何かというと、情報やデータを開示することかと思えますので、ガイドラインで対応をお願いできればと思います。

○渡委員長 D 専門委員、どうぞ。

○D 専門委員 民間提案に関して、以前も御説明あったかと思うんですけども、民間提案があったときに、民間提案、それを採用された後のお話なんですけれども、その場合に、当該民間の方を最終的に公募にかけて、その事業を実施するときどのように扱うかというところは、前からペンディングだったと思うんですけども、今回はここには何も法律

事項としては書かれていないので、どこで書くかというのと、これは調達制度といいますか、従来の国であれば会計法、地方自治体であれば地方自治法との整合性もあるので、どういうふうに今後考えていくかというのを、他省庁と、財務とかそういったところの関係も今後検討状況というのを教えていただいて、これは余り大ごとになるのも大変ですけども、場合によっては省庁間の協議事項、会議の事項で、要は、せっかくだいいい提案をした人を少しは有利に取り扱ってあげないと、民間提案としても出てこないという可能性もあるので、この辺の現在の検討状況とか、今後の検討の見通しというあたりを教えていただければと思います。

○事務局 委員御指摘いただきましたように、法案の国会審議の場におきましても同様の議論が出たところでございます。我々としてなかなか難しいなと思っております点は、1つには、確かにある一定のインセンティブがないと、提案制度がなかなか有効に活用されてこないであろうという方向性と、もう一方におきまして、やはり入札というのは競争の透明性、公平性を確保すべきだという、この2つの要因をどのように両立させるかということがなかなか困難なことがあるかと考えております。

ただ、先ほど申しましたように、どういったインセンティブ付けが可能かということにつきましては、国会のときに申し上げましたけれども、関係行政機関等々と協議の上、そこを見出していかなければならないと考えておりますが、まだ調整中の状況がかなりありますので、具体的に、では、どこの部分でどういうふうにインセンティブが与えられるかどうかにつきましては、現時点では相当まだ不確実な部分が多いものですから、御紹介させていただくのは控えさせていただければ幸いですけれども、いずれにしましても、有効にこういった制度がちゃんと回りますように、そういったインセンティブ付けの可否につきましても、積極的に調整を進めさせていただき、途中経過を報告できる状況になりましたら、報告させていただきたいと考えております。現時点ではなかなか難しいということをお理解いただければと思います。

○渡委員長 ただいまの回答で、宜しいでしょうか。

それでは、ほかにありますでしょうか。E専門委員、どうぞ。

○E専門委員 少し細かいところで恐縮ですが、コンセッションフィーの件ですが、4ページの公表と、5ページの登記のところ、登録のところ、登録免許税法の方では、登録というのは公共施設等運営権の価格というのが課税標準になっていて、その1000分の1が登記料ということになっているのですが、公共施設等運営権の価格というのが「公表」のところに書いてある徴収する金額というコンセッションフィーになるということですか。

○事務局 運営権の価格をどう算定するかにつきましては、基本的にはコンセッションフィーが一つの基準になってくるかと思うんですけども、具体的に、勿論適用する際にすぐに必要になってくるわけですけども、どういう形でこういったものが算出する内容に入ってくるか、入ってこないかということも含めて、税務当局との調整事項かと考えてお

ります。

ただ、一つの基準としては、このフィー自体が一つの基準になってくるということは、我々としてはそう考えているところであります。

○E 専門委員 わかりました。要するに物権とみなすということになりましたので、不動産に準ずるという大変しっかりしたものですから、登記もどのようになるかと思いましたので質問させていただきました。

○渡委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。A 委員、どうぞ。

○A 委員 先ほどのインセンティブの件なんですけれども、行政刷新会議に公共サービス分科会というのがあって、その3月のとりまとめの中で、これはPFIだけではなくて、一般的な調達の仕組みとしてインセンティブが必要であるという認識があって、平成23年度中だったか、平成23年度にだったか忘れちゃったけれども、検討するという事になっていまして、まだ検討がスタートしていないんですけれども、そういう動きと連動していただきたいなと思います。

それで、先方の問題意識は、やはりインセンティブがないとなかなか民間の提案というのは出てこない。入札で行う場合と、自治体の場合には、多くプロポーザル方式をとっていて、随契だけでも、プロポーザルが劣位にあるわけではなくて、必要なのは競争性、透明性であって、競争的透明なプロセスであれば、結果として随契としてのプロポーザル方式をとっても、何らそこに差はないだろうと。したがって、その中で共存できるインセンティブ方式というのは、入札とは共存できないかもしれないけれども、プロポーザルとは共存できるので、そういう方式をうまく取り入れていきたいというのが問題意識としてありまして、現にそのような近いことをやっているような自治体は幾つもあります。

それで、この議論に戻すと、一応国のことを念頭に置いて議論されると思うんですけれども、そこで非常にリジッドな入札のルールがこうですということで結論を出されると、自治体の自由度というのは非常になくなってしまっていて、本当に現場で困ってしまうということになってしまうので、その辺は十分に御配慮いただきたいということで、刷新会議の方と連動していただけるとありがたいなと思います。

○事務局 よく情報収集なり、また連携なりさせていただきたいと考えています。

○渡委員長 ありがとうございます。

B 専門委員、どうぞ。

○B 専門委員 多少技術的なことかと思うんですが、5ページの運営権の登録に関する手続についてなんですが、ここでは明確に書いていないと思うんですが、内閣府が事務を所管するときに、運営権を登録する人間が登録免許税を払うという仕組みになるんでしょうか。

○事務局 登録免許税を支払っていただくのは、当然、登録を申請していただく者の側でございますので、例えば収入印紙などを貼っていただいて申請をしていただくという形に

考えていただいているところでございます。

○B 専門委員 そうすると、税率といいますか、料率はどういうふうになるのでしょうか。

○事務局 そこにつきましては、登録免許税の率につきましては、改正 P F I 法の中で登録免許税法の一部改正を行いまして、そこで規定させていただいているところでございます。

○B 専門委員 私、不勉強で見逃していると思うんですが、具体的にはどんな。

○事務局 委員のお手元にはこういった合本、法律の資料があるかと思うんですけども、その中の真ん中あたりに、2 段になっている新旧の表がございます。その中で、28 ページ、29 ページあたりから登録免許税法の改正の規定が書かれております。例えば 29 ページにおきますと、公共施設等運営権の登録の際の登録免許税の規定として、設定の登録の際に、運営権価格の 1000 分の 1 等々の規定をもう既に設けさせていただいているところでございます。

○B 専門委員 そうすると、その料率はもう既定というか、決定ということですね。

○事務局 昨年、制度をつくり出すときに、制度創設のときには原則どおりの料率で法改正しなければいけないというルールになっておりますので、一般則どおりのルールになっております。本年、ですから、来年度要求ということになるんですけども、現在、私どもの方で、この部分に関して、要するに提言してほしいという税制の改革要望を出しているところがございます。この部分に関しては、税務当局から具体的にコンセプションが動いたときの実害といいますか、影響とか、そうしたものを踏まえて一個一個判断していくということになっていまして、実際、登録免許税というのは、各客体ごとに、例えば航空機であるとか、土地であるとか、そういった客体ごとに税率が大きく異なっておりますので、具体的にどういう施設がコンセプションの対象になるのかということの、例えば水道事業であれば、民間の水道事業に関する登録という制度がございますので、実際、そういったものが出てきたごとに、その施設ごとに料率を考えていかなければいけないということで、今回、私どもが公共団体さんにお聞きした限りで、どうも動きそうだという分野に関して、現在の登録免許税の制度の中で、おのおの項目の中で一番安い、つまり、現行制度の中で認められている中で一番安い制度に全部切りそろえて、出そうな、動きそうな施設に関して、来年度要望という形で要求をしているというところがございます。

○B 専門委員 そういう減額の要望は是非お願いしたいと思うんですが、私の議論のポイントとしては、例えば不動産登記制度と比べると、不動産登記というのは、同じ土地の権利の優先権を明確にするという、あるいは二重の設定を防止するというような、公正な取引を守るという意味合いがあつて、あるいは非常に取引も煩瑣であるということであるので、一定の料率を設定する意味があると思うんですが、今回の事業権の登録というのは、あくまでもそういう権利が間違いなく設定されて、担保の対象にもなるという物権化の一つの要因でありますけれども、じゃ、同じ権利が二重三重に扱われるかということ、そういう危険というのは比較的少ないのかなど。そうすると、不動産登記の料率とは違って考えてい

ただいてもいいのかなという気もします。いずれにしても、そういうことは重々お考えだと思いますので、今後の実務の方で、登録だとか取引を少しでも円滑にさせていただくような料率設定をお願いしたいと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

ほかにも意見があると思いますけれども、議事を進めて行きたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○渡委員長 多くの御意見、あるいは御要望が出されました。この場で御納得いただいた点もありましたが、今後の検討事項や、まだ作成途中で詳細が決まっておらず別途報告するというテーマもございましたので、事務方におきましては、委員の皆様のご指摘をしっかりと受けとめて、今後対応していただきたいと思います。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

次の議題は、モデル事業の進め方への委員会としての対応についてであります。前回のこの委員会で、私に対応方針を御一任いただき、事務局から各委員及び専門委員の皆様方にその内容を御連絡させていただくということで、御了解をいただきました。つきましては、今後モデル事業を設定する内閣府から説明を受けまして、考え方を委員の皆さんで共有していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局 では、御説明させていただきます。

委員長の御指示で、事前に各委員の皆様方に御説明にあがりまして。最初の方に御説明した方、時間的に後の方々、色々いらっしゃいまして、だんだん皆さんの御意見を入れて、少しずつ変わっていきまして、最初の方に御説明した皆さんは、随分変わったなという感じかもしれません。その辺も含めて御説明させていただきます。

委員長の御指示で、1枚目の紙、モデル事業というものがどういうものかというコンセンサスの整理をさせていただきました。

モデル事業の目的と書いてあるところは、中間とりまとめの内容をそのまま引用いたしました。要すれば、実際の事業の現場の問題点というものをしっかりと把握して、それを踏まえて改善策を講ずることによって、PFIのニーズの掘り起こしをしていこうと。ここまでは、各委員の皆様方、共通認識だと思われま。

ただ、実際の事業の現場なるものがこれから起こるものなのか、それはなかなか難しいから、今まで起きたものを使っていけばいいのかと、その辺に関して前回御議論があったと認識してございます。

どうのように具体的に進めるかというお話でございますが、2枚目に年度内中心にできそうなものということで、①、②、③と3つ書いております。まず、PFIに至るまでのプロセスということで、1個のPFIができるまでの間に、そこに、たどり着けなかったものが幾つかあると。つまり、実際実施方針にたどり着くまでの間に、いろいろなスク

リーニングで落ちてしまったものが各々の公共団体あるだろうということで、そうしたプロセスに関して色々とお話を聞かせていただいて、その辺のてこ入れをすることによって、PFIの数を増やすことができるのではないかとというのが①の問題意識でございます。

②に関しましては、これはやはり汎用性の高いもの、グッドプラクティスというのは、ほかの公共団体でも使えるものですから、こういったものをしっかりと整理していこうという考え方でございます。庁舎系のものとか図書館とか、各公共団体さんで使えるものというものをしっかりと整理していこうという考え方でございます。

③でございますが、実施方針を策定した後で、やっぱりやめたとか、新聞報道等でもやめることになったというものが時々専門紙に載っていますけれども、そうしたもの。それから入札広告したけれども、民間の方が全然応募してくれなかったというものもございません。そうしたものをしっかりと整理して、そこまで頑張ったのに何でうまくいかなかったのかというあたりをしっかりと整理して、こういうことによって、公共団体さんを中心に一生懸命やっているものを、更にサポートして、件数を増やす方に持っていきたいということでございます。

具体的には、②に関してはモデルを提示し、①と③は、恐らくガイドラインへの反映ということになろうと考えられます。

それから、C先生から御指摘いただきました①に関しては、半年くらいで検討して終わりになるような簡単な問題ではないという御意見を賜りまして、まさにおっしゃるとおりで、①の問題というのは、別に年内ですぐに決着をつけてしまうという話でなくて、そこからまた中期的課題の今後の話にしっかりと進めていくようにというような観点で私どもは取り組んでまいりたいと考えております。

それから、中期的課題の方でございますが、私どもは今後、例えば公共団体さんで、PFIをやるということをオープンにしているような事業、つまり、一部、例えば首長さんの御意向とか、例えば水道事業とかなんとか事業は、これはこれからもコンセッションとかPFIでやるんだということを先に宣言なさる場合というのが、余り多くはないですけれども、過去にもございました。それから、震災復興などでもそうしたことが今後起こるかもしれません。そうした場合には是非とも私ども積極的にこれを取り上げて、モデル事業として環境を整えば、あとは公共団体としっかりとお話をさせていただいて、モデル事業という形でまたここで取り上げて御紹介できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

進め方や考え方につきまして各委員の御意見を承った結果、今説明があったとおりの内容でまとまったわけでありまして。しかし、なお御意見がある場合には、どうぞご発言いただきたいと思っております。

F委員、いかがでしょうか。

○F委員 年度内のフィージビリティからお考えいただきまして、本日のこういう見方は、

適切じゃないかなと考えておりますが、1点、今の御説明の紙に入っていないことで、前回御提案いたしました大きなリスクイベントが起こったようなことに関して見直してみたいかがででしょうか。実は、幾つかPFI事業でリスクイベントが起こった例があると思いますが、その中で、スポパーク松森だとか、タラソ福岡だとかというのは、実は私が中心になりまして調査を行いましてレポートを出させていただいております。それは、大ざっぱに言えば、PFIが原因でそうなったんじゃないよというような結論ではございますが、逆にどこに問題があったのかということを確認にすることによって、その事例が今後のPFI推進の障害にならないようにということを考えてございまして。

いろいろな事業で大なり小なりリスクはあると思いますが、特に病院の場合はかなりいろいろな形で報道されていまして、私としては、それに関しての詳しい調査というのをまだ見たことがないため、先ほど申し上げた観点から大変懸念を持っております。その後、その影響がどこまであるのかというのは承知しておりませんが、そういうものでその分野の事業が進まないということになれば、一つ問題なのかもわかりません。ですから、これがこの委員会でやるべきことなのか、あるいは、それこそ当該の責任者のもとでやられるべきなのかということはあるとは思いますが、何らかの形でそういう形に関して客観的なレポートが出るということを目指したいと考えております。ですから、今回はこういう形で進めるとは思いますが、長期的にはそういうこともお考えいただければと、あえて申し上げます。

○渡委員長 ありがとうございます。

これに関しまして、事務局はコメントありますか。どうぞ。

○事務局 リスクイベントが起きた場合、当該事業の現場、公共団体を中心に、その処理に非常に御苦労なさって、まだちょっとその後、余り時間がたっていない状況ということで、そうした状況の中で、先生御指摘になった必要性は私ども事務局としてしっかり認識しております。そういったことがどの段階で、どういう形でできるかということ、当該公共団体さんとか現場の皆さん、それから、関係者の皆様方に当たりながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○渡委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

C委員、どうぞ。

○C委員 1点だけ、表現についてですが、今、事務局から御説明いただいた内容でよろしいかと思うんですけども、①の「PFIに至るまでのプロセス」という表現ですと、PFIになったものについてのプロセスを調べるというふうには受け取られかねないので、むしろ「PFIにならなかった事業の分析、課題の抽出」という表現にさせていただければと思います。

○渡委員長 確かに、「ならなかった」という表現の方が適切ですね。

○事務局 まさにそういうことをやりたいということですので、表現はそのように変えさ

させていただきますので。

○渡委員長 ご指摘のとおり、変えた方が良くと思います。根本委員、どうぞ。

○A委員 ちょっとその点に関して。もっと正確に言うと、恐らく「公共事業の手法に関する意思決定のプロセス」ということだと思うので、PFIを全く検討しない場合もあれば、検討してだめになる場合もあると思いますね。

○渡委員長 ありがとうございます。

G 専門委員、どうぞ。

○G 専門委員 今回、短期的な調査を踏まえて、次回の中期的な課題につなげるというやり方は、私は賛成です。

1点だけですが、目的のところはPFI事業のニーズを掘り起こすためにというのがあります。これはこれであるかとは思いますが、PFI事業のクオリティを上げる、そういった視点を前回私は説明したつもりだったんですけれども、そういった視点もこの目的の中に取り入れていただければありがたいなと思っております。

○渡委員長 それは良いご指摘ですね。

○事務局 思いは同じことでございます。すみません、事務的に中間とりまとめをそのまま引用してしまったので、こういう表現なんですけれども、全くそういった問題意識も含めて進めてまいりたいと思っておりますので。

○渡委員長 わかりました。

他にございますか。H 専門委員、どうぞ。

○H 専門委員 この資料の方では中期的課題に関しては①に絞られて今後取り組むというふうに書かれているんですが、それはよろしいですか。私は、②も③も、短期的に終わると、言葉は悪いんですけれども、これまでのアニュアルレポートの各プロジェクト紹介のように、かなり表層的な分析に終わってしまって、今回、モデルプロジェクトの目的であるニーズの掘り起こしとか、今、Gさんがおっしゃったようなクオリティを上げるとかということにはなかなか到達しないのかなと。特にニーズ掘り起こしをしようと思ったら、今はマイナスのイメージがあるようなところを、どんなふうにしたらプラスになるのかということを公共の方にも民間の方にも、そのイメージを払拭するような具体的なメリットを言わなければいけないはずですし、あと、PFIの事業のクオリティを上げるためには、今は制度が色々あって、各現場で苦労されているような制度のすき間を埋めるようなガイドラインとか、契約書とか、あとはプロジェクトを進めるに当たっての書類とかのひな型を徹底的にそろえるのが一つの手だと思うんですね。そういうことをしていくには、短期的ではかなり無理があるんじゃないのかな。短期的にやることに関して私は反対いたしません。ただし、中期的な課題というのを①、②、③の中の①だけじゃなしに、全部含めて、そもそものモデル事業の目的を達成するに当たってどういうふうに取り組んだらいいのかというのを今後御検討いただければなと思います。

○渡委員長 事務局、どうぞ。

○事務局 短期、中期というのは、最初におっしゃったような、私どもの年度内の委託調査の対象であるかないかということで機械的に一時的には分けさせていただいていますので、①についてというのは、御指摘いただいて①とお書きしたので、②がどこまで時間がかかるかという問題はあるんですけども、少なくともアニュアルレポートのようなあのレベルのことをしたいという問題意識ではございませんので、そこがどのくらい私どもの作業量との関係でかかるかということとはわかりませんが、年度内でしっかりしたものができなければ、当然、年度を超えてでもやっていくという意識は共有しているというように考えております。

○渡委員長 ほかにございますか。I 専門委員、どうぞ。

○I 専門委員 中期的課題の方は、業種、事業形態で言うとうどういものを念頭に置いていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○事務局 中期的課題としてC先生等から御指摘いただいたのは、これから立ち上げていこうというものを、過去に終わったものではなくて、しっかりと最初の段階から見ながら、場合によってはいろいろアドバイスしながら委員会として関与していきたいという問題意識だというふうに認識しております。非常に条件が制約されていますので、そういったものをまず探すということに私どもは全力を挙げたいと思っているんです。ですので、そこでまた〇〇業種というのを制約してしまいますと、更に選択肢が狭まりますので、まずは事業の相当早い段階から、委員会の方にこういったものがありますよという情報提供をしていただいて、一緒にやっていきますという方を、まずは余り門戸を狭めずに探してみたいと。その中で、例えば、これならいいじゃないかとか、これは余り意味がないよという選択は、また委員会の方に御報告した段階で御判断いただきたいと考えております。

○I 専門委員 ありがとうございます。

1点コメントなんですけれども、今度、公共施設等運営権という新しい制度ができて、これはゼロからつくるやつではなくて、既にできている施設についても適用があるということなので、これについてはどなたもまだやったことがない案件だと思いますので、そういうもののニーズを掘り起こすという意味からも、既にでき上がっている施設について運営権を使っていくとうどういうメリットがあるとか、そういうところをいろいろ研究して、地方公共団体の皆様にその成果を発表されると、ニーズの掘り起こしになるのかなと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

J 専門委員、どうぞ。

○J 専門委員 短期的調査に関して1つお願いといいますか、十分御認識いただいているとは思いますが、恐らくPFIに至るまでのプロセスですとか、また、③の非事業化のところのそういう事態になった理由については様々あると思うんですが、恐らくPFIという枠組みの中でその課題が解決できるものと、さまざまな関係省庁様ですとか、いろいろPFIを超えるような課題によって、中断なり頓挫なりという両方があると思います。

現在の政権の中ではP F Iが非常に重要な位置付けになっているということもありますので、短期的調査の中でP F Iの枠組みの中で解決できない問題についても是非整理をいただいて、積極的に関係省庁にも環境整備で御協力いただけるようなまとめ方をさせていただけるといいのではないかと思います。

○事務局 従来、余りP F Iの分野の議論で、議論そのものの対象から外すということとはしてきたつもりはないんです。ただ、その中で最後に内閣府として措置できることと、他省庁に措置していただかなければいけないこと、あるいは公共団体の現場の皆さんに措置していただかなければいけないことと、いろいろなレベルのものがありますが、議論そのもの、つまり、ここに問題があるんじゃないかとか、そうしたこと自体を制約したつもりはないし、ましてや今回の調査でそうしたものを排除するつもりもございません。

○渡委員長 J 専門委員、今の回答でよろしゅうございますか。ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、モデル事業の今後の進め方につきましては、以上議論したような内容で大枠進めさせていただきたいと思います。細かい問題が発生しましたら、都度、委員会でよく議論しながら、あるいは委員の皆様個別にご相談しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。

次の議題は、復旧・復興に関してであります。現在、東日本大震災からの復旧・復興が進められているわけでありまして、第一線の状況に詳しい6名の方々から、現在の具体的な作業状況につきまして、各々10分程度を目安にご報告していただきたいと思います。6名10分ですと1時間かかりますので、御協力をよろしくお願いします。第一線の報告を聞き、現状の問題点を委員の皆様の間で共有していきたいと思っております。

ご質問等につきましては、全員のご報告が終了した後に、まとめて行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、東日本大震災復興対策本部事務局の尾澤参事官から御報告をお願い致します。よろしくお願いします。

○尾澤参事官 ただいま御紹介にあずかりました東日本大震災復興対策本部事務局の尾澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料の3-1で御説明をさせていただきたいと思います。お時間もないので、雑駁になるかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思います。

まず、1ページは、震災の概要ですので、もう皆さんよく御存じだと思いますので、ここはよく見ていただければと思います。

ポイントだけ一言で言いますと、非常に規模が大きい。マグニチュード9というのは、世界でも4番目、チリ、アラスカ、アリユーションに次いで4番目である。

それから、マグニチュード7以上が余震を含めて5回起こっています。だから、非常に規模が大きかった地震であったということでもあります。そして、ここにあるような被害が

出たということでございます。

次、2ページ、お願いいたします。では、どういう体制でこの復旧・復興に臨んでいるかということでございます。

3つの対策本部がございます。真ん中の緊急対策本部。これがまず最初に立ち上がりまして、実際の復旧・復興に向けての特に復旧の部分ですね、始まったわけでございます。それから、原子力に対しましては、原子力災害対策本部ができております。それから、右側にあります復興対策本部。現在、こちらにシフトしてきたわけでございますが、復興に向けての対策本部と、この3つの本部が連携して、対復旧・復興に向けて対応しているということでございます。

次のページ、復興の対策本部の体制について御説明したいと思います。

今は復旧・復興の段階に入ってきていると。その中で、対策本部は、本部長、内閣総理大臣でございます。各閣僚が本部員になっていると。私がおりますのは、この下にあります事務局というところでございます。こちらに117名の常駐ということで、非常にたくさんの方の職員が、今、働いているということでございます。

それから、現地には3つの対策本部がございます。岩手、宮城、福島と、こちらに現地の対策本部があるということでございます。

それから、下に復興構想会議というのがございまして、こちらで復興に向けての提言をいただき、これを政府として基本方針をつくり、そして現在、復旧・復興に至るというプロセスを経ておるわけでございます。

次のページをお願いいたします。では、原発災害、これをどういうふうに今対応しているかという政府内の分担を簡単に書いてございます。

原発事故対策につきましては、原子力災害対策本部の方で行っております。下にどうしていることをやっていますというのが書いてありますが、除染とか、避難区域の見直しとか、放射性廃棄物の扱いとか、また、賠償、補償の問題とか。

これに対して、復興本部の方では、その地域の復旧・復興に向けての対応をやっています。この2つの本部が緊密に連携を図りながら、原子力災害に対して、今、対応しているということでございます。

次に、5ページでございますが、これは復興対策本部事務局の体制を書いてございます。

大きく4つのグループで対応しております。そのうちの総括・企画系ということで、こちらで今復興本部におけます目玉の施策を練っているところでございます。

企画班というところがございまして、こちらに基本方針。これは7月29日に基本方針を出しました。

それから、復興特区制度。それから、使い勝手のよい交付金、こういった新しい仕組みをここで検討してございます。

また、復興ビジョン計画班というのがございまして、こちらでは市町村がつくっております復興計画の支援をしております。

また、法制班では復興庁。これは来年度から復興庁に事務局から引き継いでいくという、こういったものの検討をしておるといふことでございます。

あとは、インフラ系とか住民支援系、産業振興系という形で、それぞれの対応をしておるといふことでございます。

では、次に、復興基本方針。これは7月29日に出しました。ポイントだけ簡単に御説明いたします。

まず、基本方針というもの、これはどういうものかといいますと、当然国が復興のために取組みの基本的な考え方をあらわしたものでありまして、全体像を明らかにしているというものでございます。

復興そのものは、行政を主体、地方の市町村が基本になりますけれども、いかにそれを支援していくか。これを基本方針としてとりまとめたものでございます。

特徴としましては、右側に書いてございますけれども、復興の3つの柱、災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生という、安全、生活、生業、この3つの分野での支援をしていくといふことでございます。

それから、大震災の教訓を踏まえた国づくり。原子力災害からの復興、こういったものが柱になっておるわけでございます。

これらにつきまして、施策は、今はいろいろ練っておるところでございますが、計画工程表、これを必ずきちんと公表するといふことございまして、後ほど御説明しますが、8月26日に出してございます。

それから、復興を支援する仕組み。これは先ほど言いました特区とか交付金、それから、こちらで議論されております民間の力による復興の促進、「新しい公共」等についても盛り込んでございます。民間の資金、ノウハウ、これを活用した官民連携とかファンド、こういったものをいかにやっていくか、また、NPOやボランティア、消防団、民生委員を含めて、民の力を総力を結集して復興していくという、こういった取組みをしていきたいといふことでございます。

それから、3番目に事業規模と財源確保の方法についても盛り込んでございまして、少なくとも10年間で23兆円。集中の復興期間、これは5年と定めまして、19兆円というところでやっております。先般から税制の増税の問題がここにございまして、増税をどうするかという議論がこの間なされたといふことでございます。

次にまいります。復旧の現状でございますが、まず、避難者の数でございます。これは、発災のときには3日目に約47万人と書いてありますが、現時点で7万3,249人。これは、岩手、宮城、福島の仮設住宅に入居している方は含んでおりませんといふことで、全国の避難所とかホテルとか、親戚の所へ行っているとか、こういった方がまだ7万3,000人余りおられます。避難所にいる方は2,840人まで減ってきたといふことでございます。

それから、仮設住宅の状況でございますが、こちらにつきましても、必要戸数5万2,000余りに対しまして、5万戸ぐらいまでできてきているといった状況でございます。

それから、沿岸市町村の災害廃棄物撤去の状況。これはガレキの処理でございます。ガレキにつきましては、ガレキ推計量が2,200万トン余りございますが、現在、撤去済みが1万2,000余りあるということでございまして、撤去率は57%と。そのうち散乱ガレキ。これが今ほとんど撤去しているものでございます。居住地近傍にある散乱ガレキ、これにつきましては、撤去率は88%まで来ているということでございます。

残るガレキというのは、壊してガレキを取り壊さなければいけないもの。こういったものがまだ残っているという状況でございます。こちらにつきましても、平成24年3月までを目途に、まずは仮置き場へ移動すると。そして、中間処理、最終処分につきましては、腐敗性のものともありますから、こういったものはできるだけ早く処分をしながら、平成26年3月末を目途として処理をしていきたいと考えてございます。

それから、主なインフラ等の復旧状況でございますが、ライフラインにつきましては、ほぼ復旧ができております。

また、交通につきましても、ほぼ復旧ができていう状況でございます。

また、災害防止対策。これは河川の堤防とか海岸の堤防でございますが、これも8割ぐらいまでできております。ただ、海岸堤防は重要区間だけができていう状況でございます。これは後ろの方に参考資料を付けてございます。後ほど読んでいただければと思います。

それでは、次に、避難所や仮設住宅の対応でございますが、応急仮設住宅の対応につきましては、居住環境等による課題。非常に段差があったりとか、不便であるとか、こういったものに対する対応をこれからしていくというのが重要なポイントになっております。これは、牧厚生労働副大臣を座長としたプロジェクトチームをつくりながら、居住者に対するアンケート調査をやって、丁寧に対応していきたいということでございます。

次にまいります。次は、避難者の情報の提供でございます。こちらにつきましても、ハンドブックとかチラシ、こういったものをつくりまして、たくさん皆さんに配布をし、丁寧な対応を心がけているという状況でございます。また、テレビやラジオ等も使った広報活動も実施しているという状況でございます。

では、次にまいります。次は、被災地域の復興への支援ということでございます。

復興計画、これは市町村が立ててございまして、これを国が支援をしていくということでございます。被災現況等、どんな被災状況が起こったか、こういう調査を62市町村でやっております。そのうちの43市町村で市街地の復興パターン、つまり、高台へ移動するとか、現地でやるとか、こういったいろいろなパターンがございます。こういう市街地の復興パターンの検討を43の市町村で今やっております。右にある図の赤囲みになっている市町村でございます。これを国の国交省の職員を中心に、いろいろな機関が横断チームをつくりまして支援をしている。ここのメンバーがそれぞれの市町村に行きまして、実際に打ち合わせをし、支援をするという丁寧な対応を今とっておるということでございます。

現地で現在10省庁の連絡会議をつくりまして、現地の対応、つまり、問題が出ました

ら、それをワンストップで受けて、それを 10 省庁でまた対応。すぐに返していくと、こういう体制をとっているということでございます。

年内に 43 市町村の約 9 割が復興計画を策定できる見込みという状況になってございます。

こちらで大事なポイントですが、海岸堤防の高さを決めるということ、これが非常に重要な問題でございまして、やっと海岸堤防の高さをきちんと決められるような状況になっております。宮城県はもうお出ししました。また、岩手県につきましても、2 段階に向けて、第 1 段階の方はお出ししております。これから福島県等について堤防の高さを決めていくといった状況になってございます。

次にまいります。次は、先ほどお話をしました事業計画と工程表でございます。

こちらにつきましても、8 月 26 日に公共インフラの復旧整備についてお出ししております。また、9 月 30 日には学校施設等の事業計画と工程表をお出ししております。これにつきましては、おおむね 3 年間でどういうことをするかということをお出ししていると。

次のページ、12 ページにそのサンプルを掲載してございます。これは海岸対策の事例でございまして、事業計画にいついつまでにどういうことをやるかということを書いてございます。そして、それをわかりやすく工程表としてフローチャートにあらわしていると。こういったものを今お出しをしているということでございます。

今度、3 次補正がございまして、3 次補正の段階でこれを見直しをしていく。また、もう少し丁寧に市町村ごとに表せる分を表していきたいと、こういったことも考えてございます。

次にまいります。次は人の支援ということでございまして、実際、被災地に職員を派遣してございます。国家公務員で延べ 5 万 5,000 人ぐらい。地方公務員でも 5 万 7,000 人ぐらいの派遣をしてございます。これはリエゾンとか、また、現場の現地の調査のため、テックフォース等いろいろなものを出しているということでございます。

その他ということで、これは警察、消防、海上保安庁、自衛隊、かなりの数を出してございまして、救命救助、こういったところの対応から、非常に多くの人たちが活躍したということでございます。

次に、14 ページにまいります。ボランティア活動でございまして。今回もやはりボランティアの方々、非常にたくさんの方々に参加をいただいております。被災 3 県におきましては、社会福祉協議会の運営する災害ボランティアセンター、こういったところに登録して活動した方、これがなんと 76 万 7,400 人と。それ以外の方々もたくさんございまして、ボランティアの方々の活動というのは非常に今回意義があったということでございます。

次にまいります。これまでの取組みをまとめたものでございます。これは、復興対策本部が 6 月 24 日に発足いたしまして、7 月 29 日に復興基本方針を策定し、現在に至っている、こういう経緯を書いてございます。

それから、16 ページでございますが、こちらは今後の活動計画でございまして、先ほどから申し上げている事項につきましての今後の見通しを書いてございます。ポイントは、復興特区とか、復興庁、こういったものの法案をお出しいたしまして、国会審議を経た上でやっていくということでございます。

以上、雑駁になりましたけれども、今の現状の状況の御報告でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

時間が大分押してまいりまして、6人の方々全員が時間内に御発表いただくのは難しくなっておりますので、誠に恐縮でございますけれども、専門委員の石田専門委員、滝口専門委員、土屋専門委員のお三方に関しましては、次回に御報告をいただくということで御了解をいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

ということで、残りの時間で、宮本委員と根本委員のお二方から御報告をお願いしたいと思います。

では、まず、宮本委員からよろしく申し上げます。

○宮本委員長代理 前回の委員会で渡委員長から御提案がありましたので、私とすれば、この推進委員会でどういうものを検討していくのかという形でメモをつくらせていただいております。私事ですけれども、東北大学に9年おりましたので、宮城県をはじめとする東北地方に対して愛着がございますし、その関連で、県だとか何かのいろいろなことも関与させていただいております。

それとは別に、いろいろな組織との活動の中で個々のプロジェクト等の提案はしておりますけれども、ここでは、本委員会としてどういうものを対象にすべきなのかという形のものを、基本は私が委員長をしております土木学会のインフラPFI研究小委員会のメンバーと議論をしたものをもとに、私の責任のもとに1枚目のメモをつくらせていただいております。

ここに書いていますように、1としまして、復旧・復興関連事業のPFIによる実施の適性判断基準をここで議論する。ここでといいますか、この組織の中で議論するのが重要じゃないかなと思っております。

復旧・復興関連事業として既に提案があるもの、あるいはこれから想定されるもの、特に先ほど御説明ございましたけれども、各市町村から復興計画が出てまいりますが、その中で個別プロジェクトが出てまいります。そういうものに対しまして、体系的に整理して、各事業分野に関しまして事業の緊急性、予算措置の状況、そしてそもそもの事業特性等に基づいて、それぞれに適した事業調達方式を判断する基準を設定するというのが重要じゃないかなと思っております。

その中では従来型公共事業として実施すべき事業、あるいはPFIでも実施できる事業そして、より積極的にPFIによる実施を図るべき事業というような形で個別の事業を判断する一般的な基準を考えてみてはいかがでしょうかということでございます。

その中では、公共施設等運営権の適用可能性についても判断基準を何らかの形で示して

いくということも重要かと思えます。

各事業、提案される事業に関しまして、先行的に出てきたものに関して、上記基準に基づいて個別に判断し、適性があると思われるものに関しましては、PFIの適用を提案していくという形のものもありうるのではないかと思います。

以上は一般的な話でございますが、2番目といたしまして、具体的な事業形成の検討ということで、県あるいはある一定地域、複数の市町村における同種施設のバンドリングによる事業実施の検討というのが一つありうるものじゃないだろうかと思います。その中では、既にPFIの実績があり、複数市町村において整備が必要な同種の施設として、例えば学校等がございますけれども、バンドリングにより実施することです。バンドリングというのは、個別の事業一つ一つではなかなかうまくいかない、あるいは手続費用がかかる。それを県だとかある一定地域の市町村、連携するところにおいてまとめることによりまして、事業規模を確保すると同時に、先ほど申し上げたとおり、手続費用の削減を図るためのモデル事業を検討するというところでございます。

モデル対象地域を選定し、できれば実際の事業形成というものにつなげていければとは思いますが、それは全般的な復旧事業の進捗事業によると思えます。

もう一方で、3番目でございますが、PFI事業形成支援組織の構築と実践ということなんです。実際、被災地域におきましては、PFIの事業形成を独自でやるというのはなかなか難しいといえますか、そういう余力はほとんどないという状況だと認識しております。その事業形成を支援するための具体的な体制づくりを検討し、その検討に基づき支援組織を立ち上げ、当該自治体と連携して、1あるいは2で選定された事業に関しまして、具体的に事業形成を実施していくという形のものもあるのではないかと考えております。

1枚めくっていただきまして、2枚に、土木学会の提言といたしまして我々がまとめたものがございます。この中では5つの提言を挙げております。

その中で、1番目から4番目までは、特に被災地を対象とした事業形成ということで、例えば提言の1といえますのは、先ほど私が1番目に申し上げたことに相当するかと思います。

提言の5というのがございまして、実はこれは読み上げますと、被災地への公的資金を確保するために、被災地以外の地域でのPFI/PPPのより一層の推進をということをやっております。

基本的には、PFI/PPPというのは、どちらかといえば平時といえますか、通常の状態時における事業としての特色を持っているものと認識しております。、その中で当然被災地における実施も重要でございますが、それ以外の地域の方が大きなわけで、そこにはPFIすべき事業がより多くあるということです。そこで事業を行うことによりまして、国の財政支出を削減できれば、より直接的に被災地の方に国費を回せるという視点も重要じゃないかということで5番目を付け加えております。当然、被災地域において、特に復旧というよりは復興段階において有意義な事業もあると認識しておりますので、それ

に関しましては、1番目から4番目でどういうふうに取り扱うのかという形のことを提言しております。

その中で、先ほど申し上げましたとおり、内閣府のPFI推進委員会としてこういう形で検討していけばどうかという形で提言させていただきました。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、根本委員お願い致します。

○根本委員 資料3-3というのと、その後ろに、これは一体的な資料でございますが、参考というのがありまして、この2つでございます。

私どもは、PPP研究センターという組織を持っておりまして、ここの研究員の中に、被災者が何人もいたものですから、その救出というところから活動を開始しておりますので、PPPもしくはPFIを適用するかどうかということは、結果としてそういう可能性もあるけれども、とりあえずは震災にどう対処するかということで、3月11日の時点から活動しております。

簡単に資料3-3で御説明しますと、まず、記録をとることが非常に重要であるというのが最初の段階での認識でございます。自治体さんに確認をしても、目の前の仕事を処理するのが精いっぱい、何をしたかということ記録できないということもありまして、そういう意味で、後ほど出てきますけれども、他の自治体の職員が記録員として入っているというのが今回非常にいい事例になったかなと思います。これは、民間でも十分に代替できる話であります。

遠隔地にいる我々としてどういうことを記録するかということで、4つのプロジェクトを立ち上げました。1つは、震災のリンク集でございます。これはホームページのリンク集で、10日後に立ち上げています。それなりに使っていたんですけども、反省としては、10日たたないとできなかったということで、10日間は情報が余りない状態に被災者がさらされるということで、震災直後から使えるようなサイトというのを8月末につくり直しまして公開しているんですが、これは台風のときに全く役に立たなかったんですね。なぜかという、交通情報のサイトが、国も出していますし、鉄道事業者も出していますけれども、全く更新されていないといいますか、最新の情報が掲載されていないということで、大活躍したのはツイッターのサイトなんですけれども、そういうものが情報として有用であるということが結果的にわかったというのが1の成果です。

2番目は、1000日記録ということで、これは淡々と毎日起きている事象を記録しておりまして、阪神淡路大震災のときと併せて記録していて、いろいろな措置が、阪神のときはこうだったけれども、今回こうだということで、概して阪神のときよりはスムーズにスピーディに対応しているかなというふうに思います。

これは全部ですけれども、ホームページで公開してありまして、内閣府の方でも結構閲覧しているような記録が残っています。

3番目が震度6以下の重大事象ということで、震度7とか津波とかに幻惑というか、注意し過ぎている余り、あちこちで起きているもっと軽いレベルのことが見落とされているのかなということで、実は震度6以下で津波被害もないにもかかわらず、約20の公共施設が全壊もしくは倒壊と判断されということになって、ちょっと誤字がありますけれども、使用停止になっています。言い換えると、これは社会資本の老朽化の問題なんですけれども、日本全国同じようなことが起きているということですので、震災を機に、改めて社会資本、公共施設のインフラの老朽化が進んでいることがわかったということですので、このうちの幾つかはPFIを活用しようということで、今、検討が進んでいますので、改めてPFIを老朽化対応に使おうということが動きとして出ているのではないかと思います。

それから、4番目が被災地の復旧投資の金額を計算するソフトというのをつくりまして、公開しています。これは、もともと社会資本の老朽化の更新投資を計算するソフトを昨年開発してまして、それに震災版を付け足したものであります。被災地は厳密な計算をしているので、これに頼る必要はないんですけれども、それ以外の一般の所ですね。今回被災しなかったけれども、将来どうなるかわからないような所が、例えばハザードマップ上、何戸住宅があるかというのを入力すると、どのくらいそういう場合に被害が生じるのかということ計算することができるようなソフトです。

それから、提言系ということで4つありまして、震災復興へのPPPの活用というのがあります。これは、今のところ言われているのと余り実は変わらないんですけれども、先ほど宮本先生がおっしゃったように、ノウハウが現実的にないということなので、リエゾン的なものが組織として必要ではないだろうかということで、復興庁の中にもそういう機能を是非設けていただくといいのではないかと思います。

それから、6番が結構大きい話で、自治体間連携でして、これは後方支援とも言われていますけれども、今回、一番大活躍したのは、ほかの基礎自治体が活躍したということがありまして、同じような仕事をしているので、基礎自治体の仕事としてスムーズに代替できるということですね。

ただ、自治体というのは、自分の住民のために仕事をするのが目的なので、こういうことが法律上明記されていなくて、ボランティアにすぎないと。勝手にやると、怒られはしないけれども、財源的な手当てがなされないということで問題がある。これは、公共施設等運営権が使えないかなと思ってまして、ほかの自治体が上下水道とかを自分の事業として復旧して、その上下水道の利用料金を自ら回収するというようなやり方ができるのかなと思います。

それから、7番目は、これはまちづくりのテンプレートですので、後ほど図をごらんいただければ結構かと思います。

8番目は、米国のFEMAの研究をしてまして、これも復興庁さんの方で役立てていただければいいのかなと思います。

最後に、オンラインの相談室というのを立ち上げて、それなりに利用はしてもらって

るんですけれども、圧倒的にPFIどころじゃないというのが今の時点での被災地の感じですので、来年になるとどうなるかわかりませんが、先を見つめていながら活動していきたいと思っています。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。

ご報告者の御協力を得ました結果、順調に進みましたので、次回と申し上げましたが、お一方、石田専門委員よりご報告いただいて、あとのお二方、土屋専門委員と滝口専門委員にはたいへん申しわけありませんが、次回ご報告いただくということでよろしくお願ひしたいと思います。それでは、石田専門委員お願いします。

○石田専門委員 そうしましたら、被災地復興事業のPFI／PPP活用についてということで、余り実態をよく存じ上げないところではあるんですけれども、こうしたスキームが活用できるのではないかと一つ御提案させていただければと思います。

1 ページに被災地復興事業のPPP活用の視点というのを入れさせていただいております。通常、PFIを活用するとすると、比較的大規模な事業をしっかりと、その1件について集中的に検討して行っていくという形がなじみやすいと考えておりますが、恐らく被災地の復興事業というものは、むしろ非常に細々とした事業の集合体ではないかということを感じております。また、そのさまざまな小規模な事業というのも相互に関係をしていると。また、特に今回、被災地の復興において非常に重要であろうかと思っておりますのが、官民連携でやっていくとなった場合に、やはり民間にとって投資するだけの価値なり将来的なリターンというのが一定程度期待できるということが非常に重要ではないかと思っております。それは勿論予見の中で決まってくる部分もあるとは思いますが、その付加価値を向上させるような復興事業というのを積極的に検討を実現していく必要があると考えております。

そうした観点から、1 ページの右側に幾つか要件を書いておりますけれども、1件1件を個別に行うのではなく、包括的に実施できること。こちらについては、先ほど宮本委員からもバンドリングの必要性という御指摘がございましたけれども、それに加えて、地域全体の視点ですとか、また、開発事業に関する知見というのが今回非常に活かせるのではないかという感じを持っております。

そこで、2 ページにまいりまして、こちらのところでイギリスでいわゆるBSF、LIFT等で言われているようなスキームというのを挙げさせていただいております。

こちらについては、皆さんよく御存じであるかと思っておりますけれども、大きくポイントを申し上げますと、まず、地方公共団体が下の民間事業者という矢印に出ていますけれども、競争的対話と言われるような、入札の一形態ではあるんですけれども、対話を重視した方式によって民間事業者を選定するんですけれども、これは事業を実施するというよりも、パートナーとして選定をすると。そしてそのパートナーである民間事業者と一緒に地域教育パートナーシップというものをつくるんですが、これは日本語でわかりやすく言ってし

まえば、いわゆる第三セクターのようなものでして、官と民が地域の開発、BSFの場合は学校ということになりますけれども、それを計画、実施していく一つの公社のようなものを官民共同で第三セクターとしてつくって、そしてここが協力して事業計画作成しというような位置付けになっております。

こちらのメリットとしては、当然、小規模な事業をまとめていくことによって、規模が集まって効率化する、収益化のインセンティブが民間に働くということもあると思いますけれども、一連の学校を整備するというものについて、一つの一貫性が確保できる。また、民間のさまざまな計画管理のノウハウが活用できるという点があるかと思えます。

BSFやLIFTに関しては、イギリスの省庁が具体的なプログラムをつくって推進していったというものでございますけれども、実はこういったスキームが数々行われていく中で、イギリスでは、それを応用して、地域の再開発に活用していくといった仕組みができてきておまして、これが右側の2つ目のポツのところで、この後、本スキームの発展形として Urban Regeneration Vehicle というようなものを設立してやるということを書いてございます。

これはどのようなスキームかといいますと、例えば地方公共団体がさまざまな公共施設のうち、建替えをする、集約をする、もしくは余剰地があるといった場合に、その余剰地等をまず地方公共団体が現物出資をします。そして、その余剰地ですとか余剰施設というのは、地域が必要な機能等を提示をした上で、それを民間企業から、例えばこの余剰地については、住宅を開発して分譲してしまう。一方、さまざまな公的な施設、福祉施設、病院、学校等々に関しては、ある場所に集約して、より高度化して、その周辺の住民に影響しやすいようにすると、こういったような複数の地域、余剰施設、こういったものをどのように集約なり民間への売却等を行っていった地域の活性化につなげるか、こうした計画を民間側から提案しまして、そして官民連携でまさに第三セクターをつくって、その計画を推進、実行していくと、こういったようなスキームになります。

このスキームに関しては、BSFやLIFTを応用して、地方政府が、地方公共団体が主導して自然発生的にできたような仕組みであると聞いておまして、いわゆる主導するプログラムというのはないと伺っているんですけれども、特に首都周辺の一定の人口集積があって、民間の投資が期待できるような地域に関しては、こういった仕組みが比較的的成功していると聞いております。

このスキームというのは、公共側にとってはさまざまな余剰地を効率的・効果的に活性化につなげられるということと、また、民間からしても、比較的迅速に種地が確保できるという点で、民間からも通常の開発に比べてより扱いやすいというメリットがあるというふうにも聞いてございます。

こちらはイギリスの仕組みではあるんですけれども、いろいろと見ていくと、世界的にこのように、公共団体が土地を現物出資して、民間側が資金を提供する形で合弁会社、三セクをつくって、そこが開発を推進していくというようなスキームは比較的实施されてお

ります。

一つ4ページに中国のある都市開発の事例を入れさせていただいてございます。こちらは中国の政府が進めている、いわゆる環境都市、スマートシティと呼ばれているもので、広さとしては30キロ平方、日本で言えば多摩ニュータウンと同じぐらいの広さということで、大変巨大な地域の環境都市開発ということになっているんですが、これがまさに今イギリスで行われていて、申し上げたのよりはかなりスケールが大きいんですけども、30キロ平方の土地を中国政府側が現物出資をし、そして民間側に相当する民間資金、資金を入れていくという方をシンガポール政府側が行って、世界に誇れる環境都市をつくっていくということで進めておられます。

こちらに関して、被災地の復興、特にスマートシティをつくるということで参考にできないかというお話もよく聞いてございます。

中国のケースについては大変投資価値が高い地域というふうにみなされておまして、そのまま適用するのは難しいとは思いますが、こういった土地と資金を官民が分担し合って、一つの会社をつくって、そこが計画からやっていくというスキームというのは、被災地に応用できるのではないかと感じております。

3ページに、こういったスキームありきで恐縮ではありますが、検討課題を幾つか挙げてございます。

いろいろありますけれども、恐らく2つほどポイントがありまして、1つは、民間に資金を入れていただくことになりますので、その資金を入れるに足る投資環境でありますとか、地域の需要を創造していくというところ、そしてもう一つが、実はこういったスキームに関心のある地方公共団体さん、また、民間企業さんとお話をさせていただくことがあるんですが、必ず障害になってくるのが、一番最後に書いてある三セクというものに対する過度な抵抗感ということでございます。確かに90年代当初においては、非常にあいまいなリスク分担の中で、大変よくない結果を残してしまった事業というのも多くあったと思いますけれども、PFIで行って培ってきた官民のリスク分担、役割分担、お互いを尊重して事業を進めていくというところが曲がりなりにもできてきている中で、新しい形の三セクの運営というのできるのではないかと考えておるところでございます。一つの参考になればということで御紹介させていただきました。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。

あとお二方のご報告が残っておりますけれども、ここで御質問を受けたいと思います。各々の発表者の方に、どうぞご意見・ご質問をしていただきたいと思います。蓮舫大臣が御到着されましたけれども、しばらくの間、質疑応答にお付き合いいただきまして、後ほど大臣より御挨拶をいただきたいと思います。蓮舫大臣、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、どうぞ御遠慮なく意見をお願いします。絶好の機会ですので、大臣に是非聞いてもらいたいという内容でも構いません。活発な討議をよろしく申し上げます。いかが

でしょうか。土屋専門委員、本日発表できませんでしたが、何か関連して御質問があれば、ぜひお願い致します。

○B 専門委員 それでは、宮本先生に御質問させていただきたいと思うんですが、1 ページ目の一番最後の方ですね。3 の「P F I 事業形成支援組織の構築と実践」というところで、被災地域においては P F I 事業形成の余力はほとんどないということで、これは私どもも現地でいろいろ見聞きしている中で、やはり地方自治体の職員の皆さんは、目先の復旧事業の方で忙殺されていて、なかなかその先の方まで見通せないといえますか、余力がないと。特に、P F I だとか P P P を実践しようとするときに、最低限の手続だとか、そういった手間、時間がかかるということで、こういうことなのかなと思うんですが、具体的には、これを少しでも改善するというか、打破するためにはどんなことが必要だとお考えでしょうか。

○宮本委員長代理 まず、2 番目のポチに書いてあるのですけれども、今回、我々がこの委員会の中で何ができるのかということですが、当然色々と制約もあるかと思ひ、その制約の中で最大限のことができればというふうに考えております。

その中で、今、御指摘のとおり、被災地において私も色々な提案をしています。先ほど○専門委員が御提案になった事業形式ですが、それと同様の事業形式である L A B V を活用する提案もしています。しかし、なかなかそういう複雑なことに対応できる能力というのは、今、当該の自治体ではないということですね。今、内閣府の方でもいろいろな形で専門家派遣という形のプロジェクトもやっていただいていますけれども、それに対して、この委員会といえますか、内閣府の推進室の中で何らかのそういう新しいタスクフォースみたいなものがもし形成できるならばですけれども、そういう形でサポートしていくという形はかなり重要な視点であると思います。そうでないと、P F I、P P P という言葉だけが踊って、具体的に中身のあるプロジェクトというのはなかなか形成されないんじゃないかなと思います。

ただし、今、復旧段階の緊急事態のものに関してはなかなか難しく、もう少し 2～3 年といえますか、先を見据えて、そのときのためにちゃんと準備をしていくということだと思います。その中では、先ほど申し上げました 1 番の個別の事業の峻別をするために明確な基準を我々の中で形づくっておくというのは必要じゃないかと考えております。

○渡委員長 ありがとうございます。

C 委員、どうぞ。

○C 委員 お三方からの御説明の中で、バンドリングですとか、包括的に広域で事業を実施するというお話があったんですけれども、確かに効率性ということを考えれば必要なことですし、当然やるべきことだと思うんですが、平時でもバンドリングというのはなかなか難しく、大きな抵抗があるんですね。この危機にあつて、地元の企業が大きな打撃を受けている中で、むしろ逆に、例えば契約を細分化して、地元の企業が事業に参画できるような仕組みというものをむしろ志向しているという現実が恐らくあると思うんですね。で

すから、バンドリングして大型にして効率性を求めるという話と、それから、目の前の被災地の企業をどういうふうにするのか、この2つをどういうふうにバランスさせていくかということが被災地におけるPFI／PPPの活用という観点から極めて重要で、なおかつ難しい問題であると思っています。その観点から、例えば完全に地元の企業が排除されるような仕組みではなくて、何らかの形で地元企業も大手や真にノウハウを持っている企業と一緒に、技術のトランスファーが行われていくようなメカニズムというか、仕組みというものを考えていかないと、恐らく絵に描いた餅で終わってしまうのではないかなという気がしていますので、そのあたりの考慮というのを是非していくべきだと思っています。

○渡委員長 ありがとうございます。

宮本委員、お考えがあれば、どうぞ。

○宮本委員長代理 ここで、私のところでバンドリングといいますか、各市町村でそれぞれ複数の公共施設が破壊されているわけですから、それを何らかの形で同種のものと同じようなパターンでつくるという形は考えられるだろうと提案しました。何よりもここで考えていますのは、PFIとしての手続を簡素化するという意味では、複数市町村の連合体だとか、あるいは県が主導的に一つやるという点はあると考えております。工事の発注だとかなんかというのは、また逆にそれなりのスキームを考えることは、別の点で考慮もできるのではないかなと思います。ですから、事業と個別の発注ということをどういうふうにするのか、下の方の建設をどう考えるのかという形で、今、C委員がおっしゃったような形のスキームというのは、被災地にとっては非常に重要な視点じゃないかなと考えております。

○渡委員長 ありがとうございます。

K専門委員、どうぞ。

○K専門委員 そういう意味では、今お話があった被災地域の復旧・復興に向けて、バンドリングというのは、私は相当キーワードだなと思います。やはり阪神大震災と比べて、もともと高齢化あるいは少子化、人口減が進んでいる地域での復興ということを考えた場合に、バンドリングによってある程度の規模をもってPFI／PPPにつなげていくところに民間の方のやる気であるとか、あるいは資金を含めた発想が入っていくのかなと思っています。

そういう意味では、例えば被災地の県の中の市町村のバンドリングもあれば、県を横断的にバンドリングしていくと。そうなってくると、まさに国のレベルになってくると思いますので、そのあたり、C先生がおっしゃったように非常に難しい問題なんですけれども、ここはやはり進めていかないと、東北という被災地の現状を考えた場合に、ここは非常に大事なキーワードかなと考えておりますが。

○渡委員長 G専門委員、どうぞ。

○G専門委員 今、バンドリングがキーワードとして挙がっており、宮本先生は手続費用

を下げるというところに使いたいという御意見ですが、私も賛同します。あと、もう一つ思うのは、手続費用を下げるという意味では、例えば公募要項とか要求水準書のフォーマットをつくる、標準化していくという流れも一つ大きな方法ではないかなと思っています。実際、自治体の方も人的リソースが非常に少ないという中で、そういうパッケージがあればやりやすいですし、また、企業の方も、ちょこちょこ違う公募要項を見ないでも済むという利点もあります。先ほど、地元企業の方が参加しやすい土壌づくりという話もありましたけれども、それについても非常に効果的ではないかと思っております。

○渡委員長 ありがとうございます。

H 専門委員、どうぞ。

○H 専門委員 今、人的リソースの話があったと思うんですけども、例えば宮本委員の資料にありますし、事業形成を支援するための具体的な体制づくり、あと、根本委員の資料にもありますような、PPP、リエゾン機能の設置、多分これは同じことをおっしゃっているかと思うんですね。普段だったら、縄張り意識なのか、現場の業務を知らないせいなのかかわからないですけども、外部の人が自治体を助けるというのはなかなか難しいかと思うんですけども、今は助けてくれるんだったら誰でも助けてほしいというのが現場の自治体の方の実情だと思いますので、PPPを推進するために、誰が主体になるかわからないんですけども、現場で現地の方を助けながら、PPPをお節介でも推進できるような組織がいいかなと。イギリスだったら、例えば4PsとかPUKとかという支援組織がありますので、それを参考にしてつくられたらどうかなと考えます。

○渡委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ありますでしょうか。E 専門委員、どうぞ。

○E 専門委員 私も被災地を見てまいりましたけれども、自治体の方も皆さん大変頑張っているんですけども、今は仕事をしていないと逆に精神的に切れてしまうようなところがあって、必死になって体を動かしてやっていたらという状況だと思うのです。

ただ、しっかり復興していくためには、民間にもどうしても入っていただかないといけない。そのためには、民間がPFIをやっていくというインセンティブをかなり強力に生み出していく必要があると思います。予算的な措置は勿論いろいろ必要だと思いますが、我々の方でできることというのは、仕組みとしてやりやすくするような仕組み、簡易ということではないのですが、被災地用PFIのような特別な仕組みを用意してあげて、入りやすくするということが必要なのではないかと思います。今、時間との闘いなどと言われていて、早く事業に取りかからないと、なかなか皆さん帰ってこなくなりますし、現地の方も必死に何とか動きながらやっているという状況だと思いますので、その仕組みづくりがここではできるのではないかと思っています。

○渡委員長 ありがとうございます。

L 専門委員、どうぞ。

○L 専門委員 今の御意見にも関連するんですけども、私はもう一つは、PFIを進め

ていくに際して、イメージというのもすごく大事だと思っています。私も保険会社の一員として被災地にも何度か足を運んでみて、とてもじゃないけれども、今、被災地の皆さん、PFIなんか全く頭になかなか回ってこないだろうと思うんですが、先ほどのモデル事業の話もありましたけれども、モデル事業も一つ大きなイメージを打ち出す、公表するとき、すごく大事だと思っているんですけども、被災地の自治体の皆さんがこれなら使えるなというような、今後の事業を進めやすくするためのモデル事業の成果物というものが出てくると、非常にいいタイミングになるんじゃないのかなと思ったりもしています。

その中で、先ほど言いそびれた、発言の機会を逸してしまったんですけども、保険会社の立場で申し上げると、曖昧にしようとなかなか使いにくいと思うのは、リスクの分担のところで、これが今まで公が担っていたところを、運営は民が担うということになったときに、こういうリスクをきちんと、あいまいにしておくとか後々事業者もやりにくくなるし、発注側の方の自治体の方もトラブルに巻き込まれるということになってくると、結局、事業は進まないということになりますので、さっきお話がありましたけれども、英国の財務省の中の標準契約書ですか、結構詳細にいろいろなことが定められていますので、是非ともこのモデル事業の進め方の中のとりのまとめの中で英国の事例等も入れていただいて、保険を使ってリスクの分担をきちんとしようということも触れていただければと思う次第です。

いずれにしても、被災地の皆さんも、これなら使えると思えるようなモデル事業の成果物を期待します。

○渡委員長 ありがとうございます。

まだまだ御意見が沢山あると思いますけれども、そろそろ時間となりましたので、本日は以上で閉会とさせていただきます。本日、土屋専門委員と滝口専門委員には発表時間がなくなってしまい、誠に申しわけありませんでした。次回御発表していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

意見交換は、これにて終了と致したいと思えます。

何かご意見がありましたら、次回またお受けしますので、よろしく申し上げます。

それでは、せっかくの機会でございますので、蓮舫大臣より何か一言いただければありがたいと思えます。よろしくお願い致します

○蓮舫大臣 お疲れさまでございます。民間資金等活用事業推進委員会、渡委員長をはじめ、委員、専門委員の皆様方には、これまでに貴重なお時間をいただいて、闊達なご議論をいただいて、本当にありがたいと心から思っております。

政府としても昨年6月の新成長戦略で、2020年までにはPFI事業、10兆円規模を目指すと、これは閣議決定もしております。野田総理もその思いは引き継いでおりますし、もっと積極的にPFIを活用していきたい。

先の通常国会で、PFI法を改正させていただきました。公共施設等運営権も取り入れましたし、民間事業者からの企画立案という新しい提案型というものも新しい法案に入れ込

まさせていただきます。今まさに政省令をつくらせていただいているときに、皆様方の貴重な御意見、是非可能な限り反映をさせていただければと思いますが、被災地においては、震災から半年以上がたって、被災県、被災地域において、復旧・復興の度合いに差異が出てきています。今なお続く原子力発電所の事故等といった事例もございますけれども、ただ、一歩でも早く被災地の皆様方の安定した生活を取り戻すためにも、PFIを弾力的に積極的に活用していただきたいのは、私の思いでもありますし、野田内閣の思いでもあります。

今、話がありましたモデル事業の提案のあり方、それを渡委員長をはじめ皆様方から御提案をいただいたら、政務三役で積極的に視察も含めて調査をさせていただければと思っておりますし、広報的な部分でもなるべく多くの方たちに知っていただくということが大事だと思っております。

また、リスク管理の在り方といった、いい御提言をいただきました。リスクを恐れて手を上げることが少なくなるという事例がないように、事務方で準備できるところは整理をさせていただければと思っております。

若干人事異動がありまして、この秋から新しく室長に栗島が入ることになりましたが、国交省から専門性を持った方に来てもらいましたので、是非皆様方の思い、最大限受けとめさせていただいて、日本のために活用させていただければと改めて思っております。これからもどうぞ御意見よろしくお願いたします。

○渡委員長 ありがとうございます。

お忙しい中、蓮舫大臣には委員会においでいただき、大変ありがとうございました。

今後とも、時間が合いましたら、是非来ていただくようによろしくお願いたします。

本日は非常に活発な御意見をいただきましてありがとうございました。それでは、ちょうど時間になりましたので、これにて本日の委員会は閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。